

障害者雇用水増し

10月中に再発防止策

政府 法定2・5%達成急ぐ

政府は8月28日の関係閣僚会議（議長＝菅義偉官房長官）で、2017年6月1日時点の中央省庁による障害者雇用の水増しが計3460人に達していたと発表した。33機関のうち27機関が、厚生労働省の指針に反し、過大に計上していた。法

府は10月中に再発防止策をまとめるほか、19年12月までに法定雇用率（2・5%）を達成できるように障害者の採用を急ぐ。同日の会見で加藤勝信・厚労大臣は「深くおわびする」と陳謝。水増しが故意によるものか否かは明言を避け、第三者による検証の可否は17年度に計6867・5人（短時間労働者は0・5人と算定）の障害者を雇用していたが、再点検の結果は1・19%と大幅にダウン。法定雇用率を満たすには3396

結果、その半分超に当たる3460人が水増しと判明した。中央省庁全体の17年度の実雇用率は2・49%で法定雇用率（17年度は2・3%）を上回っていたが、再点検の結果は1・19%と大幅にダウン。法定雇用率を満たすには3396人不足している。厚労省はクリアしている。水増し数が多いのは国税庁の1022・5人、国土交通省の603・5人、法務省の539・5人の順。水増しされた3460人は身体障害者か精神障害者として算定されていた。知的障害者としての水増しはなく、「3460人に占める正規職員と非正規職員の比率」いつから水増しがあったかについては不明という。民間企業が法定雇用率を下回れば納付金を徴収されるが、中央省庁には罰則がない。民間企業は障害者雇用の実態を厚労省に報告す

る義務があり、虚偽報告には罰則もある。一方、中央省庁や地方公共団体は厚労省に「自主的に通報」するだけで済む。厚労省幹部は行政機関について「性善説に立っている」とし、厚労省がチェックする法的な権限が弱いと説明した。政府は今後、弁護士などによる第三者委員会で問題の原因を検証するほか、地方自治体についても10月までに国と同様の点検を行う。法定雇用率の達成に向けた採用計画の策定も検討する。厚労省の指針では、法定雇用率に算入でき

再点検後の実雇用率と不足数

行政機関	実雇用率	不足数
内閣官房	0.31	22.5
内閣法制局	2.60	0.0
内閣府	1.14	29.0
宮内庁	1.08	11.0
公正取引委員会	2.05	2.0
警察庁	2.41	0.0
金融庁	2.42	0.0
消費者庁	0.12	8.5
個人情報保護委員会	0.00	2.0
総務省	0.76	80.0
法務省	0.80	493.5
公安調査庁	0.38	30.0
外務省	0.39	120.0
財務省	0.78	183.5
国税庁	0.67	946.0
文部科学省	0.57	48.0
厚生労働省	2.76	0.0
農林水産省	1.22	173.5
林野庁	1.66	30.0
水産庁	0.95	8.0
経済産業省	0.81	95.0
特許庁	0.50	57.0
国土交通省	0.70	659.5
観光庁	0.00	2.0
気象庁	1.35	45.0
海上保安庁	3.01	0.0
運輸安全委員会	1.09	2.0
環境省	0.54	48.0
原子力規制委員会	2.38	0.0
防衛省	1.01	255.0
防衛装備庁	0.54	26.0
人事院	0.75	10.0
会計検査院	1.57	9.0
合計	1.19	3396.0

（福田敏克）